	ロ　名古屋ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径72㎞の円内の区域のうちN35°29′55″E136°08′56″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34°50′22″E137°32′30″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（５のイ及び浜松タカンを中心とする半径36㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　名古屋ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径72㎞の円内の区域のうちN35°29′55″E136°08′56″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N35°07′11″E135°50′15″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（５のイに係るものを除く。） 6　名古屋ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径72㎞の円内であって、かつ、浜松タカンを中心とする半径36㎞の円内の区域のうちN35°03′53″E137°35′14″の地点とN34°58′51″E137°39′05″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N34°50′22″E137°32′30″の地点とN34°49′35″E137°18′57″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（N35°15′34″E136°54′59″の地点を中心とする半径54㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度1,200mを超え4,550m以下のもの 7　名古屋ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径72㎞の円内であって、かつ、浜松タカンを中心とする半径36㎞の円内の区域のうちN35°03′53″E137°35′14″の地点とN34°58′51″E137°39′05″の地点を結ぶ直線の東側にあるものの直上空域で高度1,850mを超え4,550m以下のもの

表明野進入管制区の項イ中「河和ＶＯＲＴＡＣ」の次に「（N34°42′E136°57′）」を加える。

表広島進入管制区の項を次のように改める。

広島進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500m以下のもの イ　N35°06′02″E132°43′14″の地点、N34°53′12″E132°34′34″の地点、N34°50′25″E132°32′21″の地点、N34°46′39″E132°30′23″の地点、N34°29′51″E132°19′30″の地点、N34°15′00″E132°23′00″の地点、N34°20′39″E132°24′29″の地点、N34°42′55″E132°38′54″の地点、N34°46′20″E132°41′37″の地点、N34°49′24″E132°43′14″の地点、N35°01′57″E132°51′26″の地点及びN35°06′02″E132°43′14″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ　N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域のうちN34°20′39″E132°24′29″の地点とN34°15′00″E132°23′00″の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N34°15′00″E132°23′00″の地点とN34°06′38″E132°30′21″の地点を結ぶ直線の東側にあり、N34°06′38″E132°30′21″の地点とN34°05′57″E132°31′48″の地点の北側にあるもの 2　N34°36′03″E133°33′24″の地点、N34°27′48″E133°07′07″の地点、N34°26′47″E133°02′47″の地点、N34°25′01″E132°58′25″の地点、N34°15′50″E132°29′43″の地点、N34°05′57″E132°31′48″の地点、N34°04′27″E132°35′03″の地点、N34°10′50″E133°23′13″の地点及びN34°36′03″E133°33′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度1,850m以下のもの 3　N35°01′57″E132°51′26″の地点、N34°49′24″E132°43′14″の地点、N34°46′20″E132°41′37″の地点、N34°42′55″E132°38′54″の地点、N34°20′39″E132°24′29″の地点、N34°15′50″E132°29′43″の地点、N34°25′01″E132°58′25″の地点、N34°26′47″E133°02′47″の地点、N34°27′48″E133°07′07″の地点、N34°36′03″E133°33′24″の地点、N34°40′00″E133°35′00″の地点及びN35°01′57″E132°51′26″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度4,550m以下のもの

表高松進入管制区の項を次のように改める。

高松進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの イ　N34°25′44″E134°30′00″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°18′42″E134°06′06″の地点、N34°11′58″E134°06′12″の地点、N33°56′33″E133°58′18″の地点、N33°55′38″E133°58′49″の地点、N34°03′46″E134°19′00″の地点、N34°11′36″E134°19′00″の地点、N34°13′00″E134°19′32″の地点、N34°13′00″E134°30′00″の地点及びN34°25′44″E134°30′00″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（徳島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径43㎞の円内の区域のうちN34°03′46″E134°19′00″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの ハ　関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域のうちN33°56′33″E133°58′18″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの 2　N34°41′28″E134°27′49″の地点、N34°37′11″E134°05′49″の地点、N34°18′42″E134°06′06″の地点、N34°22′32″E134°25′24″の地点、N34°25′44″E134°30′00″の地点、N34°33′02″E134°30′00″の地点及びN34°41′28″E134°27′49″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450m以下のもの 3　次に掲げる区域の直上空域で高度2,750m以下のもの イ　吉備ＶＯＲ（N34°45′E133°50′）を中心とする半径36㎞の円内又は岡山ＶＯＲＴＡＣ（N34°40′E134°01′）を中心とする半径41㎞の円内の区域のうちN34°51′49″E134°25′06″の地点とN34°40′00″E133°35′00″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34°44′41″E133°25′47″の地点とN34°40′00″E133°35′00″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　N34°51′49″E134°25′06″の地点、N34°40′00″E133°35′00″の地点、N34°09′44″E133°22′57″の地点、N33°55′38″E133°58′49″の地点、N33°56′33″E133°58′18″の地点、N34°11′58″E134°06′12″の地点、N34°37′11″E134°05′49″の地点、N34°41′28″E134°27′49″の地点及びN34°51′49″E134°25′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲを中心とする半径126㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径43㎞の円内の区域のうちN34°09′44″E133°22′57″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの ニ　N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径54㎞の円内の区域のうちN34°09′44″E133°22′57″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N33°56′47″E133°33′42″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（３のハ及び高知ＶＯＲを中心とする半径45㎞の円内の区域に係るものを除く。）

表那覇進入管制区の項を次のように改める。

那覇進入管制区	1　久米島ＶＯＲＴＡＣ（N26°22′E126°43′）を中心とする半径54㎞の円内の区域（那覇ＶＯＲＴＡＣ（N26°13′E127°39′）を中心とする半径108㎞の円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度4,900m以下のもの 2　次に掲げる区域の直上空域で高度6,100m以下のもの イ　那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径90㎞の円内の区域 ロ　久米島ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径54㎞の円内であって、かつ、那覇ＶＯＲＴＡＣを中心とする半径108㎞の円内の区域（２のイに係るものを除く。）